**平成２７年（フ）第２４８号**
東京都羽村市神明台３丁目30番地27
債務者　井上　龍徳
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月９日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２７年（フ）第３５１号**
東京都西東京市北原町１丁目32番３―302号
債務者　村山　教子
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月９日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２７年（フ）第５１８号**
東京都立川市幸町４丁目28番地の14
債務者　野村　　詢
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月９日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２７年（フ）第１０３６号**
神奈川県大和市福田2067番地７　グレースコート101号
債務者　磯田　哲也
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１０５３号**
神奈川県茅ヶ崎市室田２丁目19番13号　マロンハイム103
債務者　岡崎　麻矢
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１９号**
熊本県菊池市旭志伊萩582番地
債務者　小山　智子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

**平成２７年（フ）第２２５号**
静岡県袋井市堀越996番地の７
債務者　赤堀　秀祐
1　決定年月日時　平成27年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２７年（フ）第２６３号**
静岡県磐田市豊岡4981番地１
債務者　井熊　直美
1　決定年月日時　平成27年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２７年（フ）第２７０号**
静岡県浜松市中区佐藤１丁目31番11号　ユーバＫ202
債務者　濱村　完治
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２７年（フ）第１０３３号**
横浜市中区末吉町３丁目61番地　伊勢佐木町レインボーマンション403号室
債務者　肥沼惠津子
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第２９３号**
静岡県藤枝市水守３丁目575番地
債務者　村松由香里
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月28日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第６１号**
沖縄県うるま市字兼箇段241番地
債務者　田場　恵美
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

## 破産手続廃止

**平成２４年（フ）第２４５１号**
福岡市南区鶴田３丁目15番２号
破産者　株式会社岩下工務店
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１６７４号**
福岡市中央区大濠１丁目12番17号
破産者　株式会社桜興産
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第４５０号**
福岡県糟屋郡志免町南里２丁目５番30号
破産者　有限会社児島商店
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第６０７号**
福岡市西区城の原団地生の松原サンハイツ８番303号
破産者　有限会社夢ステーション
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部